

令和4年度 労働相談の状況

福岡県では、県内4か所の労働者支援事務所において、賃金、解雇、職場のパワハラなど、労働者や使用者の皆さまからあらゆる労働問題に関する相談をお受けし、自主的な解決を支援しています。

また、相談だけでは解決できない問題には、労働者と使用者の間に立って意見の調整を図る「あっせん」を実施し、労使紛争の早期解決を支援しています。

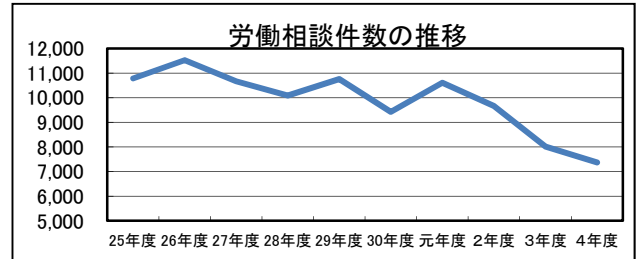
令和4年度における労働相談の状況は、以下のとおりです。

1 労働相談の受付状況

(1) 相談件数

前年度に比べ642件(8.0%)減少し、7,371件の相談が寄せられた。

(うち新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口への相談を含む。)



	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数	10,786	11,527	10,667	10,093	10,757	9,426	10,611	9,664	8,013	7,371
対前年度比 (%)	▲1.8	6.9	▲7.5	▲5.4	6.6	▲12.4	12.6	▲8.9	▲17.1	▲8.0

(2) 労使別の件数

労働者からの相談が6,971件と、全体の94.6%を占めている。そのうち、正社員が3,172件(43.0%)、非正社員が3,799件(51.6%)となっている。

年度	合計	労働者	使用者					
			正社員	非正社員	パート	派遣	有期・その他	
令和2年度	9,664	8,507	3,674	4,833	2,015	519	2,299	1,157
令和3年度	8,013	7,433	3,445	3,988	1,488	432	2,068	580
令和4年度	7,371	6,971	3,172	3,799	1,201	495	2,103	400

(3) 相談内容上位10位

最も多い相談は「職場の人間関係」1,144件。続いて「賃金」767件、「労働保険」696件、「退職・退職金」657件、「解雇・退職勧奨」613件の順となっている。

順位	2年度			3年度			4年度		
	内容	件数	割合	内容	件数	割合	内容	件数	割合
1	賃金	1,150	11.9	職場の人間関係	1,224	15.3	職場の人間関係	1,144	15.5
2	職場の人間関係	1,090	11.3	労働保険	939	11.7	賃金	767	10.4
3	労働保険	942	9.7	賃金	923	11.5	労働保険	696	9.4
4	労働契約	905	9.4	解雇・退職勧奨	672	8.4	退職・退職金	657	8.9
5	解雇・退職勧奨	726	7.5	労働契約	599	7.5	解雇・退職勧奨	613	8.3
6	休日・休暇	557	5.8	退職・退職金	578	7.2	休日・休暇	444	6.0
7	退職・退職金	434	4.5	休日・休暇	484	6.0	労働契約	407	5.5
8	労働時間	213	2.2	労働時間	221	2.8	労働時間	231	3.1
9	就業規則	191	2.0	就業規則	187	2.3	就業規則	138	1.9
10	安全衛生	178	1.8	安全衛生	112	1.4	配置転換	84	1.1

※「その他」を除く

2 あっせんの実施状況

※表中〔 〕は、労働委員会委員によるあっせん（平成 25 年度から開始）で内数

(1) 受付件数

新規受付件数は 12 件で、前年度からの継続 2 件を含め、14 件のあっせんを実施した。

	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
前年度からの継続	3	5〔1〕	1	1	2
新規受付件数	26〔3〕	12〔1〕	21	13〔1〕	12〔2〕
計	29〔3〕	17〔2〕	22	14〔1〕	14〔2〕

(2) 処理状況

あっせんを実施した 14 件のうち解決に至ったものは 6 件で、解決率は 50.0%であった。

(※解決率の算定における母数は、不開始（1 件）及び次年度への継続（1 件）を除く 12 件)

実施件数	処理状況				
	解決	打ち切り	取り下げ	不開始	次年度への継続
14〔2〕	6〔1〕	6〔1〕	0	1	1

取り下げ：申立人の都合等により申請が取り下げられたもの

打ち切り：当事者又は双方があっせんの打ち切りを申し出た等の理由で、あっせんに打ち切ったもの

不開始：申立内容を検討し、あっせんを開始しなかったもの

(3) 申立者の就労状況等

新規に受け付けた 12 件のうち、11 件が労働者、1 件が使用者からの申し立てで、労働者の申し立てのうち正社員が 63.6%と過半数を占めている。

労働者	労働者					使用者
	正社員	非正社員	パート	派遣	有期・その他	
11〔2〕 (100.0%)	7〔1〕 (63.6%)	4〔1〕 (36.4%)	1 (9.1%)	0	3〔1〕 (27.3%)	1

※下段の（ ）は、労働者における就労状況別の構成比である。

(4) あっせん処理期間

申立後 2 週間以内に 50.0%、1 か月以内に 75.0%が処理終了している。

2 週間以内	2 週間～1 か月以内	1～2 か月以内	2 か月以上
6〔1〕 (50.0%)	3 (25.0%)	1 (8.3%)	2〔1〕 (16.7%)

※不開始（1 件）及び次年度への継続（1 件）を除く件数が母数。下段の（ ）は処理期間別の構成比である。

(5) 主なあっせん内容

「賃金」及び「退職・退職金」が各 5 件と最も多く、次いで「解雇・退職勧奨」が 4 件となっている。

労働条件に関すること						職場の 人間関係	その他
賃金	退職・ 退職金	解雇・ 退職勧奨	労働時間・ 休日・休暇	労働保険	左記以外の 労働条件		
5〔1〕 (21.7%)	5 (21.7%)	4〔1〕 (17.4%)	2 (8.7%)	2 (8.7%)	1 (4.4%)	2 (8.7%)	2 (8.7%)

※1 件のあっせんで複数の内容にまたがる事案があるため、上記の内容の合計は受付件数と一致しない。

※下段の（ ）は、内容別の構成比である。

(6) あっせん事例

【事例1】 正社員の退職

申立ての概要

申立者は、会社に退職届を提出したが、退職日について合意を得られず、退職を認めてもらえなかった。また、主治医から「就労不可」との診断が出たため、会社に診断書を提出し休みを申し出たが、「午後からの勤務でいいから」などと言われ、休ませてもらえなかった。

労働者支援事務所に相談後、申立者から会社の役員に対し、再度退職等の意向を伝えたが認めてもらえず、自主的な解決は望めないことから、あっせんに申し立てた。

あっせんの結果

労働者支援事務所から会社社長に事情聴取を実施。社長は、申立者の意向を把握していなかったが、事情を説明したところ、早期解決の意向を示した。その後、申立者から社長に直接退職の申し出がなされ、退職の手続きが問題なく進められ、解決した。

【事例2】 パートタイム労働者の休日・休暇

申立ての概要

申立者は、当初、会社から年休はない旨伝えられていたが、契約内容及び勤務実態から年休がないのはおかしいと考え、会社に説明を求めたところ、きちんとした説明してもらえなかった。年休の付与日数について会社に説明を求めるため、あっせんに申し立てた。

あっせんの結果

労働者支援事務所から会社の年休付与日数の考え方について聴取を行ったうえで、正しい年休付与日数の考え方を教示した。会社は考え方が誤りであったことを理解し、正しい年休付与日数を申立者に説明した。申立者が了承し解決した。

○労働相談窓口

労働者支援事務所	住 所	電話番号
福岡労働者支援事務所	福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎 5階	092-735-6149
北九州労働者支援事務所	北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル 4階	093-967-3945
筑後労働者支援事務所	久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎 1階	0942-30-1034
筑豊労働者支援事務所	飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎別館 2階	0948-22-1149

○相談受付

月曜～金曜の8時30分～17時15分（祝日及び年末年始を除く）

毎週水曜日は、17時15分から20時までの夜間電話相談を実施（当番事務所が対応）